

FMC-SaaS サービス 登録制度ガイドブック

ふくおか電子自治体共同運営協議会

令和元年 7 月 1 日

目 次

1	はじめに.....	2
2	ふくおか電子自治体共同運営協議会とは.....	2
3	ふくおか自治体クラウド（FMC）の概要.....	3
4	FMC-SaaS サービスの概要.....	4
	（1）FMC-SaaS サービスとは.....	4
	（2）FMC-SaaS の特色・メリット.....	5
	（3）FMC-SaaS サービス登録制度とは.....	6
	（4）FMC-SaaS 事業者向け IaaS サービスとは.....	6
5	FMC-SaaS サービス登録制度の利用方法.....	7
	（1）FMC-SaaS サービスの登録資格.....	7
	（2）FMC-SaaS サービスの登録手続きの流れ.....	7
	（3）登録の効果.....	8
	（4）制度利用の留意事項.....	8
	（5）登録事項の変更、登録の廃止.....	8
6	アプリケーション動作検証の実施方法.....	9
	（1）動作検証の目的.....	9
	（2）動作検証の経費負担.....	9
	（3）動作検証の対象アプリケーション.....	9
	（4）動作検証の実施の枠組み.....	9
	（5）検証作業の実施環境.....	10
	（6）IaaS 事業者による検証環境の提供.....	10
	（7）検証項目.....	11
	（8）動作検証の実施手続き.....	11
7	関係ドキュメントについて.....	12
	（1）「FMC-SaaS サービス登録制度」及び「アプリケーション動作検証」関係.....	12
	（2）FMC-IaaS サービス関係.....	13
	（3）アプリケーション動作検証の標準的实施項目.....	13
8	お問い合わせ先.....	15
	（1）「FMC-SaaS サービス登録制度」及び「アプリケーション動作検証」関係.....	15
	（2）FMC-IaaS サービス関係.....	15

1 はじめに

福岡県と県内52市町村が加盟するふくおか電子自治体共同運営協議会では、アプリケーション事業者の皆様が FMC-IaaS サービスを活用して SaaS サービスを提供するための枠組みとして、平成26年11月に、「FMC-SaaS サービス登録制度」、「アプリケーション動作検証制度」、「FMC-SaaS 事業者向け IaaS サービス」をスタートしました。

FMC-SaaS は、アプリケーション事業者の皆様にとって、低コストで容易に SaaS ビジネスに参入でき、運用・保守の効率化につながるなどのメリットがあります。

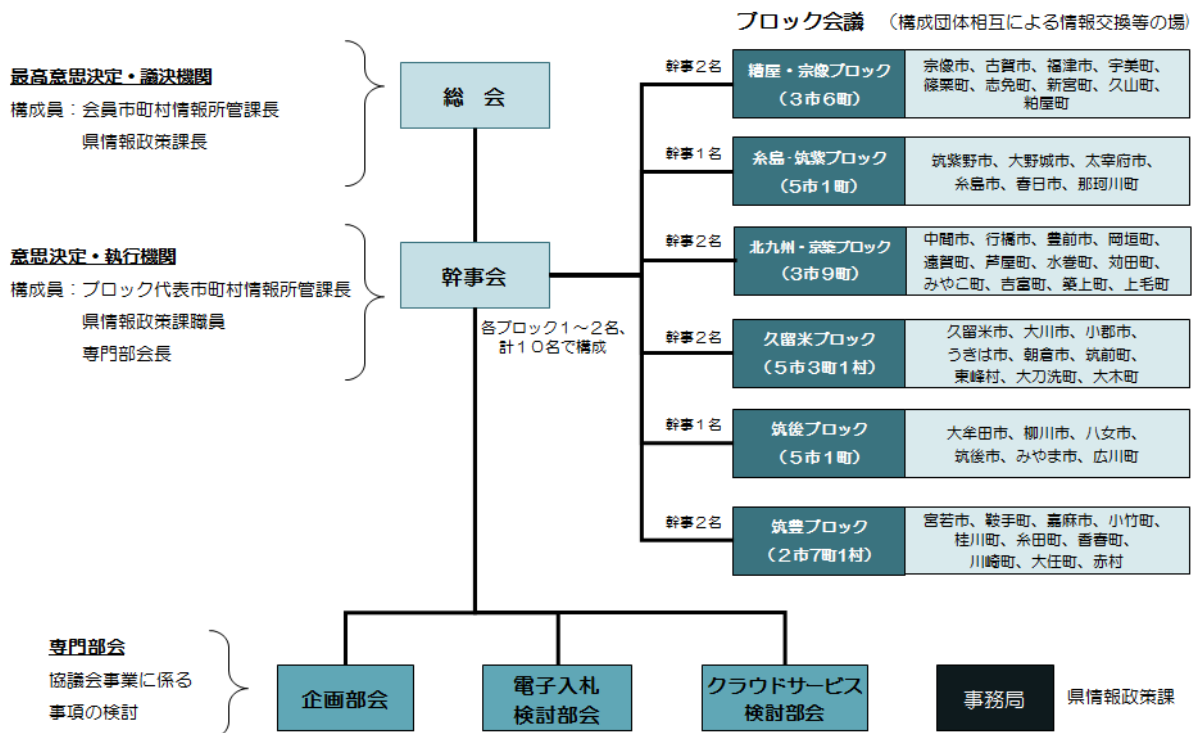
本ガイドブックは、アプリケーション事業者の皆様に、これらの制度の内容、メリット及び活用方法についてご理解いただくことを目的として作成したものです。

アプリケーション事業者の皆様におかれましては、本書をご参照いただき、FMC-SaaS サービスのご登録及びご提供について積極的にご検討くださいますよう、お願い申し上げます。

2 ふくおか電子自治体共同運営協議会とは

ふくおか電子自治体共同運営協議会（以下、「ふく電協」という。）は、住民サービスの向上、行政事務の効率化を図るため、福岡県と県内市町村が連携・協働して電子自治体を構築することを目的として、平成14年10月に設立された任意協議会です。令和元年7月現在、県内60市町村のうち52市町村及び福岡県が加盟しています。

ふく電協は、会員市町村の情報所管課長と県の情報政策課長により構成される総会、県内6ブロックの代表市町村で構成される幹事会、及び協議会事業に係る事項の調査検討を行う専門部会から構成されています。現在、専門部会については、「企画部会」、「電子入札検討部会」、「クラウドサービス検討部会」の3部会が設置されています。

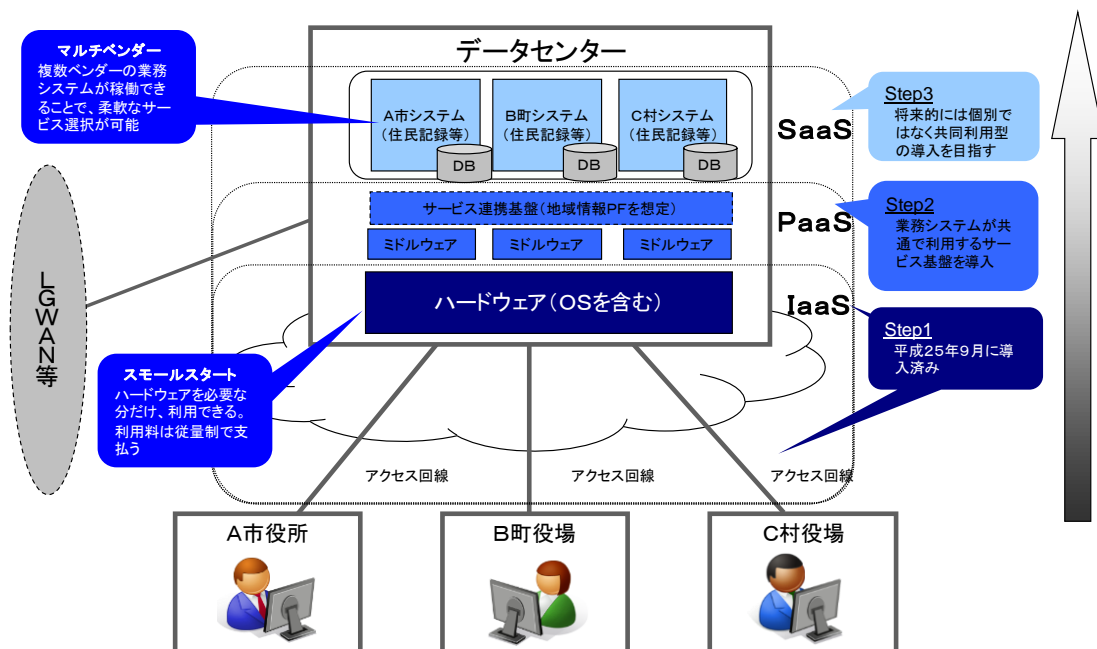


ふく電協では、次にご説明する「ふくおか自治体クラウド（FMC）」のほか、LGWAN 接続のサービスを提供する「ふくおか電子自治体共同利用センター」の共同構築・運用、「電子申請システム」・「電子入札システム」の民間 ASP サービスや FMC を活用した「グループウェア」の共同利用、市町村職員向けの各種研修といった事業を行っています。

3 ふくおか自治体クラウド（FMC）の概要

ふくおか自治体クラウド（FMC：Fukuoka Municipal government Cloud services）は、ふく電協が、IT コストの削減、システム運用にかかる職員の負荷軽減、災害対策等を目的に、平成 24 年 3 月に策定した自治体クラウドの構想です。

FMC 構想の特徴としては、導入が比較的容易なハードウェアの共同利用（IaaS）から導入を始めて、コスト削減効果の高い業務システムの共同利用（SaaS）へと段階的に導入を進めるステップアップ方式を採用している点が上げられます。



ふく電協では、FMC 構想に基づき、平成 25 年 5 月に（株）キューデンインフォコム（現 QTnet）を IaaS 事業者として認定して協定を締結し、平成 25 年 9 月から、福岡市内のデータセンターにおいて、FMC-IaaS サービスの利用を開始しています。

FMC-IaaS サービスは、民間の IaaS サービスと同様に、価格表形式でサービスメニューが提示されており、会員市町村は必要な分だけ申し込んでサービスを利用できます。

また、仮想サーバ 1 台からのスモールスタートが可能ですし、契約中途でのリソースの増減も可能となっています。

アクセス回線についても、IaaS サービスとセットで提供されています。

更に、データセンター内では、LGWAN 接続のための共同利用センターサービスも提供されていますので、会員市町村は FMC アクセス回線を共同利用センターアクセス回線と統合することにより、回線コストを抑えて FMC-IaaS サービスを利用することができます。

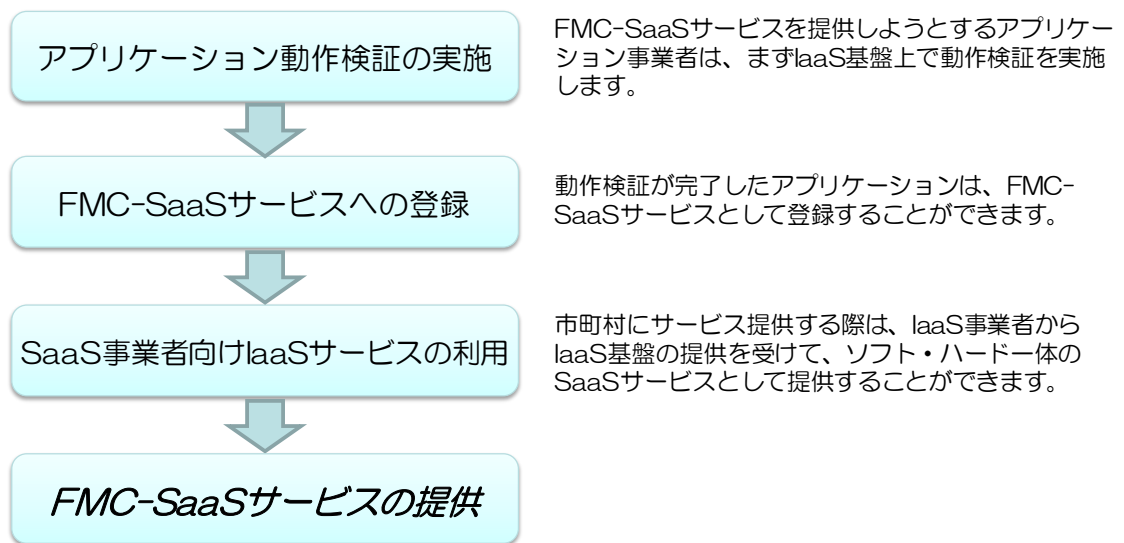
4 FMC-SaaS サービスの概要

(1) FMC-SaaS サービスとは

アプリケーション事業者の皆様が、FMC-IaaS 基盤上にシステムを構築し、SaaS サービスとして会員市町村に提供することができる仕組み、また提供するサービスを総称して、「FMC-SaaS サービス」といいます。

ふく電協では、FMC-SaaS サービスを実現するため、平成26年11月に、「FMC-IaaS 基盤上でのアプリケーション動作検証」、「FMC-SaaS サービス登録制度」、「FMC-SaaS 事業者向けIaaS サービス」の3つの制度を整備しました。

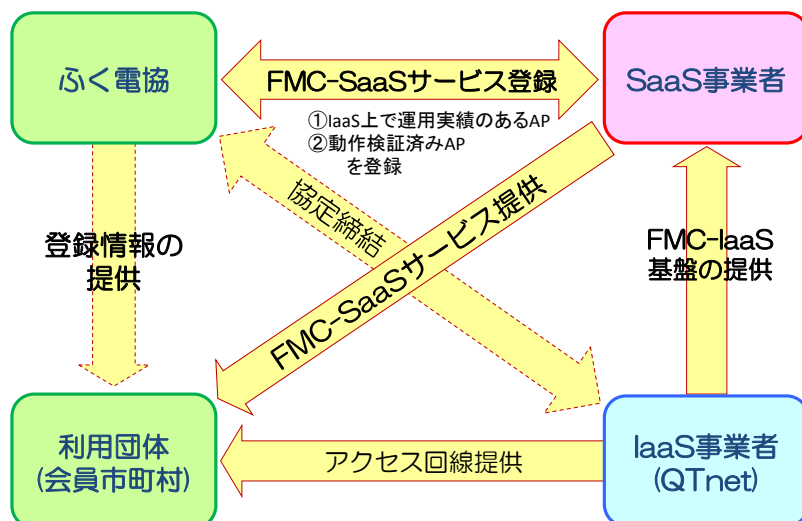
これら3つの制度による FMC-SaaS サービスの提供の流れは、次のとおりです。



FMC-SaaS サービスの提供の枠組みは、下の図のとおりです。

FMC-SaaS サービス提供のための FMC-IaaS 基盤は、IaaS 事業者（QTnet）からアプリケーション事業者の皆様へ、有償でご提供します。

なお、市町村が SaaS サービスを利用するためのアクセス回線については、IaaS 事業者（QTnet）が市町村に直接提供します。



(2) FMC-SaaS の特色・メリット

【アプリケーション事業者のメリット】

① 低コストで容易に SaaS を開始できます！

FMC では、自治体向け SaaS に最適な VMware の仮想ハードウェア基盤を、リーズナブルな価格でご提供しています。

アプリケーション事業者の皆様は、VMware 上でのシステム構築のノウハウがあれば、SaaS ビジネスに容易に参入することができます。

② 運用・保守の拠点を集約できます！

これまで各市町村の庁舎に設置していたシステムを、FMC-SaaS に集約していくことにより、アプリケーション事業者の皆様の事務所からアプリケーション保守回線 1 本で各市町村向けシステムの保守作業を行うことができるようになり、運用・保守を効率化できます。

③ マーケットは、福岡県内 52 市町村です！

ふく電協は、県内 60 市町村のうち、52 市町村が加盟しています。

アプリケーション事業者の皆様は、会員市町村に対し、SaaS ビジネスを展開することが可能になります。

④ IaaS 利用のメリットを享受できます！

VMware の仮想ハードウェア基盤を「サービス」としてご提供しますので、わずらわしいハードウェア保守から解放されます。

また、ハードウェア調達のリードタイムを短縮でき、リソースの拡張も容易です。

更に、仮想ハードウェアについては、標準で冗長化 (HA) 機能が提供されます。

【利用団体 (会員市町村) のメリット】

① クラウドサービスのメリットを享受できます！

システムをオンプレミス方式からクラウドサービスに移行することで、職員の運用負荷の軽減、災害対策、セキュリティ対策が図られます。

② アクセス回線の統合が可能です！

共同利用センターサービス利用団体 (40 団体) は、FMC アクセス回線と共同利用センターアクセス回線を統合することにより、回線コストを抑えることができます。

③ 対応窓口が一本化されています！

FMC-SaaS サービスは、従来の FMC-IaaS サービスと異なり、アプリケーション・ハードウェア一体のサービスとして提供されますので、対応窓口が SaaS 事業者に一本化され、市町村側で切り分けや調整を行う必要がありません。

なお、従来の FMC-IaaS サービスで採用している上下分離方式の契約スキーム (市町村が IaaS、アプリケーションをそれぞれ調達) がなくなるわけではなく、市町村の判断によ

り、上下分離方式の調達方法を選択することも可能です。

- ④ 登録サービスは動作確認済みですので、安心して利用することができます！
- ⑤ 今後登録サービスが充実していけば、柔軟なサービス選択が可能になることが期待できます。

(3) FMC-SaaS サービス登録制度とは

FMC-SaaS サービス登録制度は、FMC-IaaS 基盤上で動作検証を完了したアプリケーションや、一定の運用実績を有するアプリケーションを、「FMC-SaaS サービス」として登録する制度です。

登録サービスについては、ホームページなどで会員市町村に周知します。

また、登録を受けた FMC-SaaS 事業者の皆様は、会員市町村への営業活動の際、印刷物やホームページに制度の名称及びロゴマークを使用することができます。

これにより、事業者の皆様が SaaS ビジネスを行いやすくなるとともに、会員市町村が安心して登録サービスを利用できるようになります。



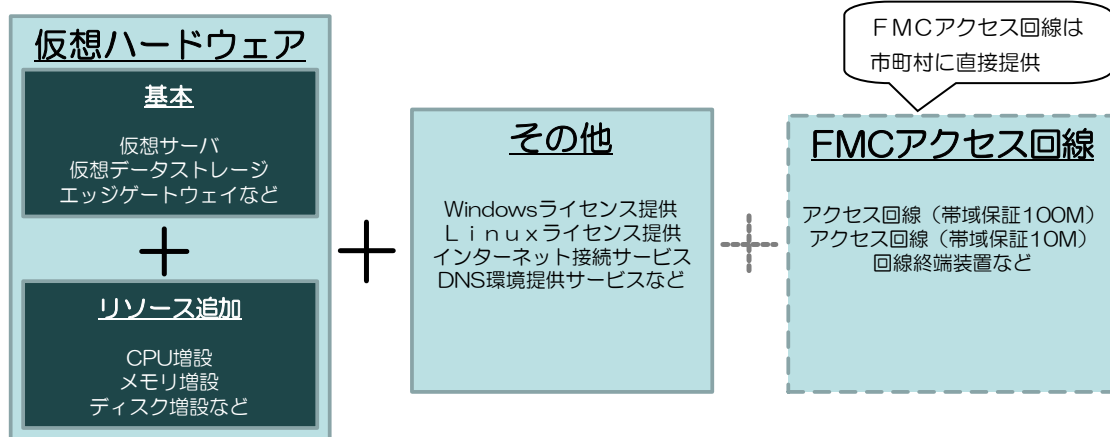
FMC-SaaS サービス登録制度のロゴマーク

(4) FMC-SaaS 事業者向け IaaS サービスとは

FMC-SaaS サービス提供のための FMC-SaaS 事業者向け IaaS サービスは、IaaS 事業者 (QTnet) からアプリケーション事業者の皆様へ、有償でご提供します。

本サービスは、仮想ハードウェア (仮想サーバ、仮想データストレージ、リソース追加等) やオプションサービス (Windows ライセンス提供、RedHat Linux ライセンス提供等) のメニューが価格表形式で提供されており、利用するメニュー、利用数量、利用期間に応じて料金が決まります。

なお、市町村が SaaS サービスを利用するためのアクセス回線については、IaaS 事業者 (QTnet) から市町村に直接提供されます。



5 FMC-SaaS サービス登録制度の利用方法

アプリケーション事業者の皆様が FMC-SaaS サービス登録制度を利用するためには、ふく電協に登録申請を行っていただく必要があります。

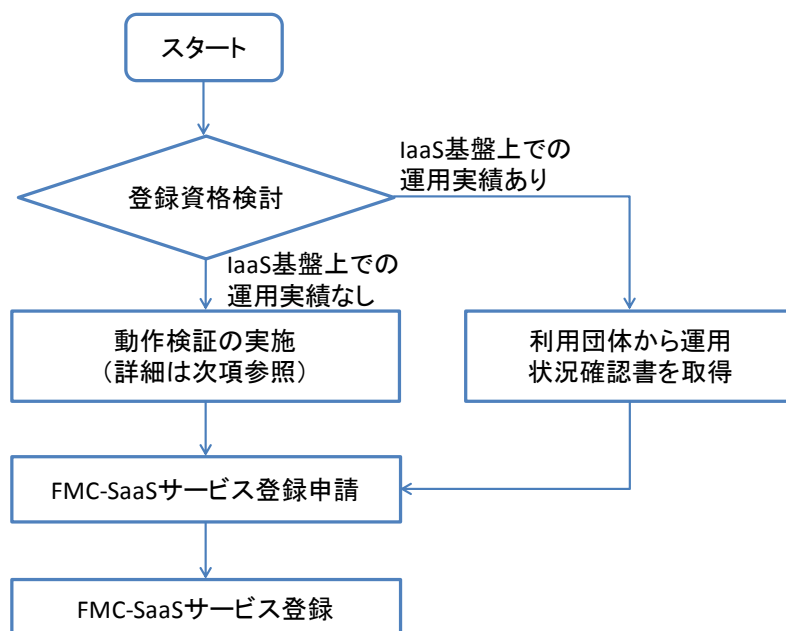
(1) FMC-SaaS サービスの登録資格

FMC-SaaS サービスに登録できるアプリケーションは、次の2つのいずれかに該当するアプリケーションになります。

- ① FMC-IaaS 基盤上で3カ月間特段の問題なく運用実績を有するアプリケーション
- ② FMC-IaaS 基盤上での動作検証を完了したアプリケーション

(2) FMC-SaaS サービスの登録手続きの流れ

FMC-SaaS サービスの登録手続きの大まかな流れは、次のとおりです。



① 登録資格の検討

アプリケーション事業者の皆様が FMC-SaaS サービスの登録申請を行う場合、まず上記いずれの登録資格に基づいて申請するか検討していただく必要があります。

ア IaaS 基盤上で一定の運用実績を有するアプリケーションは、登録資格①に該当します。申請書に「FMC-IaaS 基盤におけるアプリケーション運用状況確認書」を添付する必要がありますので、利用市町村から取得してください。

イ IaaS 基盤上での運用実績がないアプリケーションは、登録資格②を満たすために、IaaS 基盤上でアプリケーションの動作検証を実施していただく必要があります。

動作検証の実施方法については、次項でご説明します。

② FMC-SaaS サービス登録申請

アプリケーション事業者の皆様は、①のア又はイが完了した後、「FMC-SaaS サービス登

録申請書」により、ふく電協に申請を行っていただくことができます。

③ FMC-SaaS サービス登録

ふく電協では、ご提出いただいた登録申請について、登録資格の確認を行い、FMC-SaaS サービスに登録します。

そして、登録結果について、「FMC-SaaS サービス登録通知書」により、アプリケーション事業者の皆様へに通知します。

(3) 登録の効果

- ・ ふく電協では、会員市町村に対し、FMC-SaaS サービスの利用を推奨しています。
FMC-SaaS サービスの登録を行ったときは、文書で会員市町村に周知するとともに、次のホームページに登録情報を掲載する等、会員市町村への情報提供を行います。
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fmc-saas-ichiran.html>
- ・ アプリケーション事業者の皆様は、会員市町村への営業活動の際、印刷物やホームページに「FMC-SaaS サービス」の名称やロゴマークを使用することができます。
なお、ホームページで使用される際は、次のホームページへのリンクを設置していただく必要があります。
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fmc-saas.html>
また、名称やロゴマークを使用した際は、ふく電協に報告していただく必要があります。
- ・ アプリケーション事業者の皆様は、FMC-SaaS サービスの利用について会員市町村から問い合わせを受けたときは、誠実に対応していただく必要があります。

(4) 制度利用の留意事項

- ・ FMC-SaaS サービス登録制度は、特定のアプリケーションに対する評価、格付け又は利用の推奨等を行うものではありません。FMC-SaaS 事業者の皆様は、営業活動に際して、ふく電協が特定のアプリケーションの利用を推奨しているとの誤解を招く表現を行わないでください。
- ・ 「FMC-SaaS 事業者向け IaaS サービス」の利用に関する FMC-SaaS 事業者の皆様と IaaS 事業者（QTnet）の協議・契約や、「FMC-SaaS サービス」の利用に関する FMC-SaaS 事業者の皆様と会員市町村との協議・契約については、ふく電協は原則として関与しませんので、両当事者の責任で行ってください。
但し、ふく電協が FMC-SaaS サービスの円滑な提供のため必要と判断したときは、両当事者の同意を得た上で、当事者間の協議に参加して助言を行う場合があります。
- ・ ふく電協は、FMC-SaaS サービス登録制度の利用により FMC-SaaS 事業者の皆様が被った損害等について、ふく電協の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負いませんので、ご留意ください。

(5) 登録事項の変更、登録の廃止

- ・ FMC-SaaS 事業者の皆様は、登録事項に変更が生じたときは、「FMC-SaaS サービスに係る申請事項変更届」により、ふく電協に届け出てください。

- ・ FMC-SaaS 事業者の皆様は、合併、会社分割又は事業譲渡等による FMC-SaaS 事業者の地位の承継があった場合は、FMC-SaaS 事業者の地位を承継した法人は、FMC-SaaS 事業者の地位を承継したことを証明する書類を添付して、届け出を行ってください。
- ・ FMC-SaaS 事業者の皆様が FMC-SaaS サービスの登録を終了しようとするときは、登録を終了しようとする日の1ヶ月前までに、「FMC-SaaS サービス登録終了届」により、ふく電協に届け出てください。
- ・ ふく電協は、登録されている FMC-SaaS サービスが次のいずれかに該当するときは、当該 FMC-SaaS サービスの登録を取り消すことがあります。
 - ① FMC-SaaS 事業者の皆様は法令に違反する行為があったとき
 - ② FMC-SaaS 事業者の皆様が責任を負うべき事情により、登録されている FMC-SaaS サービスの提供に支障が発生し、当該 FMC-SaaS サービスを利用する会員市町村に重大な損害を与えたとき
 - ③ ふく電協が、FMC-SaaS 事業者の皆様は要綱に違反する行為があったとして是正を指示したにも関わらず、これに従わなかったとき

6 アプリケーション動作検証の実施方法

FMC-IaaS 基盤上での運用実績がないアプリケーションを FMC-SaaS サービスに登録するためには、FMC-IaaS 基盤上で動作検証を実施していただく必要があります。

ふく電協では、アプリケーション動作検証を行っていただくための制度を整備しています。

(1) 動作検証の目的

アプリケーション事業者の皆様は FMC-IaaS サービスに習熟していただくとともに、アプリケーション事業者の皆様と IaaS 事業者 (QTnet) の相互理解の促進を図り、もってアプリケーション事業者の皆様は FMC 上で円滑にアプリケーションサービスを提供していただけるようにすることを目的としています。

(2) 動作検証の経費負担

動作検証の実施に要する経費は、アプリケーション事業者の皆様にご負担いただきます。

(3) 動作検証の対象アプリケーション

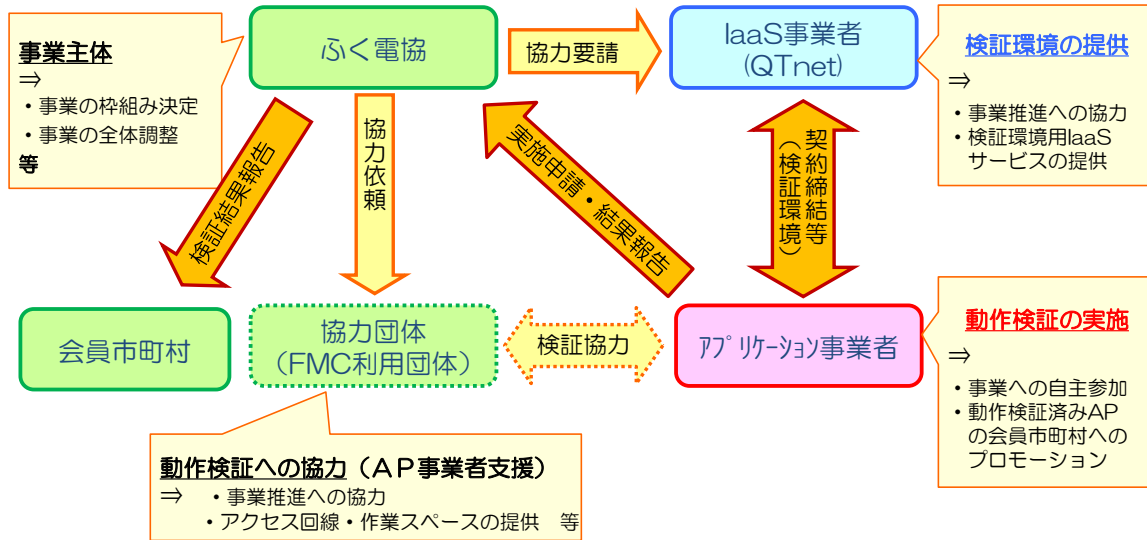
アプリケーション事業者の皆様から申請のあったアプリケーションは、一部の例外 (法令違反の恐れがあるもの等) を除き、基本的にすべて動作検証の対象とすることができます。

(4) 動作検証の実施の枠組み

ふく電協が事業主体として、アプリケーション事業者の皆様からの動作検証実施申請の受付や検証結果報告の審査等を行います。

動作検証用の IaaS サービスは、IaaS 事業者 (QTnet) から有償で提供されます。

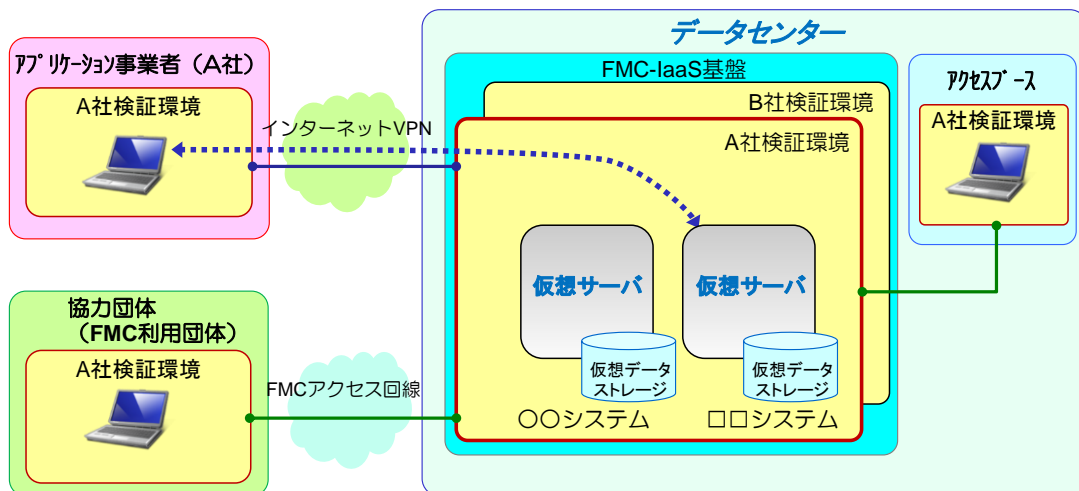
なお、アクセス回線は会員市町村向けのサービスですので、アプリケーション事業者の皆様には提供されません。アプリケーション事業者の皆様がアクセス回線経由での検証の実施を希望される場合は、FMC 利用団体と調整を行い、当該団体の庁舎から動作検証を実施していただくことができます。



(5) 検証作業の実施環境

検証作業の実施環境は、次の3種類から選択していただくことができます。

- ① FMC 利用団体の協力を得て、団体の庁舎から FMC アクセス回線経由で実施
- ② アプリケーション事業者の事務所等から、インターネット VPN 経由で実施
- ③ データセンターのアクセスブース内で実施



(6) IaaS 事業者による検証環境の提供

動作検証の実施環境として、IaaS 事業者 (QTnet) から、利用条件等が動作検証用に特化された仕様の「アプリケーション動作検証用 FMC-IaaS サービス」が、有償で提供されます。

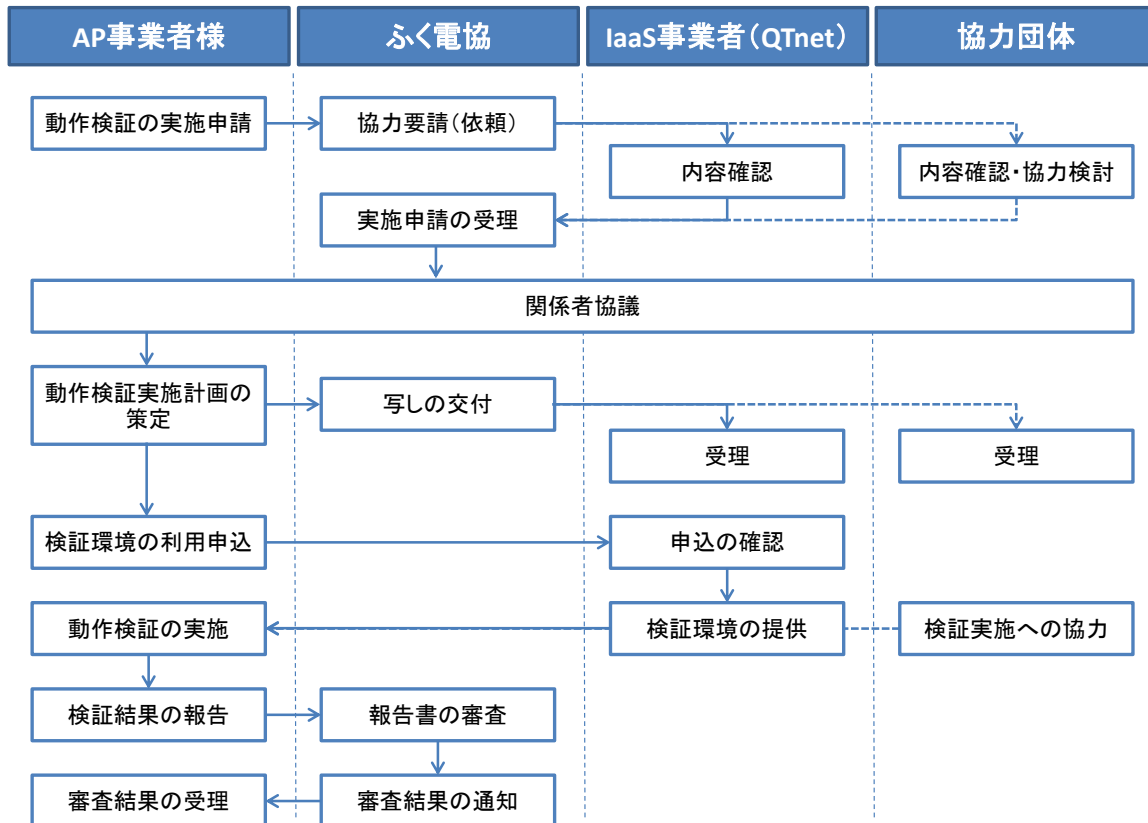
(7) 検証項目

動作検証の実施項目については、ふく電協で標準的な検証項目を定めております（7（3）参照）ので、原則としてこれに基づいて実施していただきます。

なお、アプリケーションによって必要な検証項目は異なりますので、アプリケーション事業者の皆様のご判断により、検証項目を追加、削除又は変更していただくことができます。

(8) 動作検証の実施手続き

動作検証の実施手続きの流れは、次のとおりです。



① 動作検証の実施申請

アプリケーション事業者の皆様が動作検証の実施を希望される場合、「アプリケーション動作検証実施申請書」により、ふく電協に申請していただく必要があります。

なお、FMC 利用団体の庁舎からの実施を希望される場合は、協力団体を指定して申請してください。

② 関係者協議

ふく電協は、申請をいただいた動作検証の実施について、IaaS 事業者（QTnet）に協力を要請します。

協力団体を指定した申請の場合は、協力団体にも協力を依頼します。

そして、関係者の協力が得られない場合等を除き、申請を受理します。

その後、関係者に集まっていただき、動作検証の実施方法等について協議を行います。

③ 動作検証実施計画の策定

関係者の協議が整った後、アプリケーション事業者の皆様は、動作検証の実施計画を策定して、ふく電協にご提出いただく必要があります。

実施計画書の策定にあたっては、ふく電協でひな形をご用意していますので、ご参考にしてください。

また、実施する検証項目については、前述の標準的検証項目に基づき、アプリケーション事業者の皆様のご判断で、追加、削除、修正を行って、策定してください。

ふく電協は、アプリケーション事業者の皆様から実施計画書を受理したときは、IaaS事業者等の関係者に写しを交付します。

④ 検証環境の利用申込

実施計画書の提出後、アプリケーション事業者の皆様は、動作検証用 IaaS サービスの利用について、IaaS 事業者（QTnet）と調整を行っていただきます。

調整が整ったら、IaaS 事業者（QTnet）に対し、利用申込を行ってください。

⑤ 動作検証の実施

動作検証用 IaaS サービスは、利用申込後 2 週間程度で、IaaS 事業者（QTnet）から提供されます。

アプリケーション事業者の皆様は、策定した動作検証実施計画に基づき、動作検証を実施してください。

なお、協力団体の庁舎から動作検証を実施する場合は、協力団体の提示する条件を遵守してください。

⑥ 検証結果の報告

アプリケーション事業者の皆様は、動作検証の終了後、検証結果を取りまとめて、ふく電協に報告していただく必要があります。

結果報告書の策定にあたっては、ふく電協でひな形をご用意していますので、ご参考にしてください。

⑦ 審査結果の受理

ふく電協は、ご提出いただいた検証結果報告書の内容を審査し、その結果を、アプリケーション事業者の皆様へ通知します。

アプリケーション事業者の皆様は、動作検証の完了を確認した旨の審査結果を受理した後、FMC-SaaS サービス登録申請を行うことが可能になります。

7 関係ドキュメントについて

（１）「FMC-SaaS サービス登録制度」及び「アプリケーション動作検証」関係

「FMC-SaaS サービス登録制度」及び「アプリケーション動作検証」に関するドキュメント・様式・ひな形等は、次のホームページで入手することができます。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fmc-saas-riyou.html>

(掲載ドキュメント名)

- ・ FMC-SaaS サービス登録制度要綱
- ・ FMC-SaaS サービス登録制度ガイドブック
- ・ 様式第1号 FMC-SaaS サービス登録申請書
- ・ 様式第2号 FMC-IaaS 基盤におけるアプリケーションサービス運用状況確認書
- ・ FMC-IaaS 基盤におけるアプリケーション動作検証実施要領
- ・ 様式1 FMC-IaaS 基盤におけるアプリケーション動作検証実施申請書
- ・ 動作検証実施計画書 ひな形
- ・ 動作検証実施結果報告書 ひな形

(2) FMC-IaaS サービス関係

「FMC-SaaS 事業者向け IaaS サービス」及び「アプリケーション動作検証用 FMC-IaaS サービス」に関する IaaS 事業者 (QTnet) 策定ドキュメントは、原則として利用を検討するアプリケーション事業者の皆様のみ配付しています。

ご利用を検討される場合は、ふく電協事務局又は IaaS 事業者 (QTnet) までお問い合わせください。

(3) アプリケーション動作検証の標準的实施項目

アプリケーション動作検証の標準的实施項目は、次のとおりです。

アプリケーション事業者の皆様は、これに基づき、皆様のご判断で追加、削除又は変更を行って、検証項目を策定してください。

① 実機検証における検証項目

項番	検証項目			検証概要
	大分類	中分類	小分類	
1	機能性	AP 接続	画面系	検証環境の端末を接続することで、AP の機能が利用できること。
2				AP の登録・更新・削除等の処理が、正常に動作すること。
3			帳票系	検証環境のプリンターにおいて、帳票が出力できること。
4			バッチ系	AP のバッチ処理が正常に動作すること。
5	データ連携	-	AP の各機能間でのデータが連携できること及び AP と実環境のソフトウェアのデータが連携できること。また、その処理が正常に動作すること。	
6	セキュリティ	アクセス管理・認証	アクセス管理・認証	AP への適切なアクセス管理ができること。シングルサインオンに対応している場合には、シングルサインオンを利用してログインできること。
7			不正監視	AP でログの取得、ログの保管、不正監視を行っている場合、正常に動作すること。
8			マルウェア対策	想定するマルウェアの感染対策ソフト (AP が Web アプリケーションの場合には、WAF を含む。) 及びマルウェア対策ソフト導入時に AP が正常に動作すること。
9			Web 対策	AP が Web アプリケーションの場合、Web アプリケーション特有の脅威、脆弱性に関する対策が正常に動作すること。

項番	検証項目			検証概要
	大分類	中分類	小分類	
10		運用	運用監視	APに運用監視機能がある場合には、正常に動作すること。
11			時刻同期	APが日付又は時刻を保持している場合には、時刻同期が正常に動作すること。
12			異常検知	APに異常検知機能がある場合には、正常に動作すること。
13	性能・拡張性	性能目標値	レスポンス	実施計画に記載の想定業務量をもとに、検証環境の方式毎にオンラインシステム及びバッチに係るレスポンスタイムを計測すること。
14			スループット	実施計画に記載の想定業務量をもとに、検証環境の方式毎にオンラインシステム、バッチ及び帳票印刷に係るスループットを計測すること。
15		リソース拡張性	-	CPU、メモリ、ディスク、ネットワーク、サーバ処理能力増強時にAPの機能性を損なわないこと。また、リソース拡張による効果を確認すること。
16			-	新たに利用団体が増える場合に、既存APの機能及び性能に影響を与えることなく、導入できること。(マルチテナント方式)
17	運用・保守性	通常運用	バックアップ	実施計画に記載の想定業務量をもとに、バックアップの取得時間等を確認する。
18			リストア	取得したバックアップをもとに、正常にリストアできること及びリストア時間及び工数を確認する。
19		保守運用	OS及びミドルウェアのバッチ適用	保守回線を用いて、導入するOS及びミドルウェアのセキュリティパッチ等を正常に適用できること。
20			APの保守	保守回線を用いて、導入済みのAPの保守及びAPを新規に追加できること。
21				試験環境でテストを行ったAPを本番環境に正常に適用できること。
22	移行性	移行方式	システム展開方式	実施計画に記載のデータ量をもとに、移行方式(ネットワーク又は媒体)を検討し、実施すること。また移行に係る時間及び工数を確認すること。

② 机上検証における検証項目

項番	検証項目			検証概要
	大分類	中分類	小分類	
1	可用性	継続性	業務継続性	サービス切替(想定できる障害に対して、対策を施すことにより、業務再開までに要する時間を指す。)に係る時間を検討すること。
2			目標復旧水準	業務停止を伴う障害が発生した場合に設定可能な復旧地点、復旧時間、復旧レベルを検討すること。
3			稼働率	FMC-IaaS基盤の障害を除き、FMC-IaaS基盤上にシステムを構築した場合に、達成可能な稼働率を検討すること。その際の条件等があれば、合わせて提示すること。
4	性能・拡張性	性能品質保証	性能	FMC-IaaS基盤上にシステムを構築した場合に、達成可能な性能目標値を検討すること。その際の条件等があれば、合わせて提示すること。(可能であれば。)

8 お問い合わせ先

(1) 「FMC-SaaS サービス登録制度」及び「アプリケーション動作検証」関係

ふくおか電子自治体共同運営協議会（ふく電協）事務局

（福岡県 企画・地域振興部 情報政策課 情報化推進班）

T E L : 092-643-3229

F A X : 092-643-3121

メール : djk@pref.fukuoka.lg.jp

(2) FMC-IaaS サービス関係

株式会社 QTnet

担 当 : ソリューション営業3グループ

T E L : 092-981-9061

F A X : 092-981-7599

メール : itcon@qic.co.jp（旧（株）キューデンインフォコムのアドレスを継続使用）